

一般病院 1：自己評価調査票 差し替え用（2025年9月修正版）

※修正箇所：赤字

1 患者中心の医療の推進

1 4 医療関連感染制御に向けた取り組み

1 4 2 医療関連感染制御に向けた情報収集と検討を行っている

【評価の視点】

- 院内の医療関連感染に関する情報を収集・分析し、感染防止に向けた継続的改善活動を行っていることを評価する。
- 院外の感染発生や感染防止対策に関する情報を収集し、自院の感染防止対策に活用していることを評価する。

【評価の要素】

- 院内での感染発生状況の把握
- 院内感染防止活動の継続的・定期的な把握
- 収集したデータの分析と検討
- アウトブレイクへの対応
- 院外での流行情報などの収集と活用

【本項目のポイント】

- ◆ 自院の感染関連情報として収集すべき情報が明確となっていることを確認する。
- ◆ **手術部位感染の発生状況をどのように把握しているかを確認する。**
- ◆ 立案された対策がどのように周知されているか、対策の評価と見直しがどのようにされているかを確認する。
- ◆ アウトブレイクの定義や対応方法が明確になっていることを確認する。
- ◆ 過去のアウトブレイク事例を確認する。
- ◆ 収集・分析した院外の医療関連感染に関する情報を自院で活用した事例、他の医療機関との連携の具体例を確認する。

【C評価となりうる状況（例）】

- 院内、院外の医療関連感染に関する情報が収集・分析されていない。
- **院内感染防止活動の実施状況を把握していない。**

【関連する項目】

- ・パンデミック時の具体的対応は、主に本項目で評価する。災害対応の面から、病院としての組織的な対応については『4.6.1災害時等の危機管理への対応を適切に行っている』で評価する。
- ・**抗菌薬の適正使用に関する情報収集と分析・検討については『2.1.10抗菌薬を適正に使用している』で評価する。**

2 良質な医療の実践 1

2 2 チーム医療による診療・ケアの実践

2 2 20 身体拘束（身体抑制）の最小化を適切に行っている

【評価の視点】

- 患者の安全を確保した身体拘束（身体抑制）の最小化に適切に取り組んでいることを評価する。

【評価の要素】

- 人権への配慮
- 身体拘束（身体抑制）・行動制限の必要性の評価
- 必要性和リスクなどについての説明と同意
- 回避・軽減・解除に向けた取り組み（記載場所移動）
- 拘束（抑制）・制限中の患者の状態・反応の観察
- 患者・家族の不安の軽減への配慮

【本項目のポイント】

◆ 病院機能評価においては、従来、精神保健福祉法に規定する「身体拘束」との混同を避けるため「身体抑制」を使用してきた。近年、身体抑制を含めて「身体拘束」が使用されることが多くなってきたため、「身体拘束（身体抑制）」の用語を使用する。

◆ 診療報酬で記される「身体的拘束」は患者の身体又は衣服に触れる用具を用いての拘束をいう。本項目では、ドラッグロック（薬物拘束）、離床センサー、ベッドの4点柵等を含めて評価する。

◆ 薬剤による鎮静の方針を確認する。

◆ 多職種カンファレンスによる早期解除への取り組みを確認する。

◆ 身体拘束（身体抑制）の実施を最小化するため、実施患者をどのように把握し評価しているかを確認する。

（以下、削除）

◆ 本中項目では、薬剤による鎮静を含む身体拘束（身体抑制）と行動制限を確認する。

◆ 身体拘束（身体抑制）・行動制限の実施状況を確認する。

【C評価となりうる状況（例）】

- 身体拘束（抑制）中の観察が十分に行われていない。
- 回避・軽減・解除に向けた取り組みがない。
- 身体拘束（身体抑制）の実施状況を把握していない。

【関連する項目】

4 理念達成に向けた組織運営

4 1 病院組織の運営

4 1 2 病院運営を適切に行う体制が確立している

【評価の視点】

- 病院運営を適切に行う組織と管理運営体制が整備されていることを評価する。

【評価の要素】

- 病院運営の意思決定会議の実態
- 病院の組織構造と指揮命令系統を示す組織図や職務分掌の整備
- 病院運営に必要な会議・委員会の実態
- 組織内への決定事項の周知と遵守状況

【本項目のポイント】

- ◆ 組織図は、実態を反映していることを確認する。
- ◆ 常時使用する労働者の数が300人を超える場合には、公益通報者保護法に基づく公益通報窓口の設置状況と職員への教育・周知の状況、通報が寄せられた際の対応を確認する。

【C評価となりうる状況（例）】

- 意思決定会議が定期的に行われていない。

【関連する項目】